

一般社団法人全日本かるた協会総会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本かるた協会（以下、「本協会」という。）の定款に基づき、会議の公正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 総会招集の手続等

(招集の手続)

第2条 総会を招集する場合は、事前の理事会の決議により、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の議案書
- (3) その他必要な事項

(招集の通知)

第3条 総会を招集する際には、総会の開催日の7日前までに、正会員に対して書面で通知しなければならない。

2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、「出欠」及び「代理人による議決権の行使（委任）」の意思表示の回答を求める書類を同封する。

第3章 総会の開催

(総会次第)

第4条 総会の次第は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 開会の辞
- (2) 資格審査報告
- (3) 総会成立宣言
- (4) 議長選出
- (5) 書記及び議事録署名人の任命
- (6) 会長挨拶
- (7) 来賓祝辞（祝辞・祝電披露）
- (8) 議案審議
- (9) 新旧役員挨拶
- (10) 書記解任
- (11) 議長降壇
- (12) 閉会の辞

(司会者)

第5条 総会の司会者は総務部長が担当し、議長が選出されるまでの司会及び開会中、議長及び各種委員と連絡をとり、総会庶務の一切を処理する。

2 司会者は、開会を宣した後、資格審査委員に資格審査を行わせる。

(資格審査委員の任務)

第6条 資格審査委員は、理事会の推薦により総会の確認を得た出席正会員若干名とする。

2 資格審査委員は、出席正会員の資格及び当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及びその他の会員を代理人として表決を委任した者の定数を審査し、総会に報告しなければならない。

3 資格審査委員は、総会開催中の出席正会員数を明確に把握しておかなければならない。

(成 立)

第7条 総会は、資格審査委員の報告に基づく司会者の総会成立宣言によって成立する。

第4章 議 事

(議 長)

第8条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 議長は、採決に加わることはできない。

(議長の任務)

第9条 議長は総会を代表するとともに議場の秩序を維持し、議事の運営と進行に責任を負う。

2 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言、その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対して必要な注意を与え、その発言を制限し又は中止させることができる。

3 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断する場合は、退場を命じることができる。

(書 記)

第10条 議長は、議事の記録をとるため総会に諮って書記を任命する。

(議事録署名人の選任)

第11条 議長は、総会に諮って議事録署名人を任命する。

2 議事録署名人は2名とする。

(議事録)

第12条 総会の議事は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の総数、出席した会員数（本人出席及び委任状を提出することにより表決を委任した者の数）

(3) 審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(議案の提出)

第13条 正会員が議案を提出する場合は、総会の14日前までにその議題及び内容を文書で理事会に届け出なければならない。

- 2 緊急の事情により、総会の当日提案する場合は、その事由と要旨を会長に提出しなければならない。

(発言)

第14条 総会で発言しようとする者は、挙手により議長に発言を求め、許可を得て発言する。

- 2 発言するときは所属する都道府県かたるた協会名又は登録会名及び氏名を最初に告げ、討議中の問題に限り、質問し、又は意見を述べる。
- 3 議長が会議の開会を宣言するまでは、何人も議事について発言することはできない。
- 4 議長は、出席正会員の発言について、本規程に違反しない限りみだりに拒否してはならない。

(遵守事項)

第15条 総会会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議長の指示に従うこととし、みだりに発言し、騒いで他人の発言を妨害し又は議事の妨害をしてはならない。
- (2) 議長の承認を得た場合のほかは、会場において文書等を配布してはならない。
- (3) その他、総会の障害になる行為はしてはならない。

(緊急動議)

第16条 総会に出席している正会員は総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 審議事項に優先して採決される動議（優先動議）は、緊急問題、議事進行、討議打切、議長不信任、休憩等に関するものをいう。
- 3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは、直ちに却下することができる。

(修正案の提出)

第17条 正会員は、議題となった議案に対し、修正案を提出することができる。

- 2 議長は、修正案の提出者に趣旨を説明するための発言を許可しなければならない。

(修正案の取扱)

第18条 議長は、修正案が提出された場合は、次のように取り扱うものとする。

- (1) 数個の修正案が提出されたときは、その採決の順序は原案より遠いものから行う。いずれの修正案が原案より遠いかの判断は、議長が総会に諮って決める。
- (2) 修正案が可決されたときは、他の修正案及び原案は採決しない。
- (3) 修正案が否決されたときは、原案について採決しなければならない。
- (4) 修正案及び原案がともに過半数に達しなかったときは、廃案とする。

(採決)

第19条 採決は、挙手、起立、無記名投票のうちいずれか一つを議長が総会に諮り採用する。

(採決結果の宣言)

第20条 議長は、採決が終了した場合には、その結果及びその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(閉会)

第21条 議事が終了し、議長が降壇したあと、司会者が閉会を宣言する。

(総会結果の会員への通知)

第22条 会長は、総会の議事の概要及び議決した事項を全会員に通知しなければならない。

第5章 その他

(規程の改廃)

第23条 この規程は、理事会での決議を経て、改廃することができる。

(補則)

第24条 この規程に定めるもののほか、本協会の総会運営に関する必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。